

# 終活における 支援のあり方検討会 第1回会議

令和6年7月31日  
北九州市長寿社会対策課

# 本日の議事

- 1 北九州市における現状と課題** 18:55~19:45  
(50分)
  - ・事務局（市）から説明
  - ・各構成員から説明
- 2 他都市の終活支援の事例** 19:45~19:55  
(10分)
- 3 その他** 19:55~20:00  
(5分)

1

# 北九州市における 現状と課題

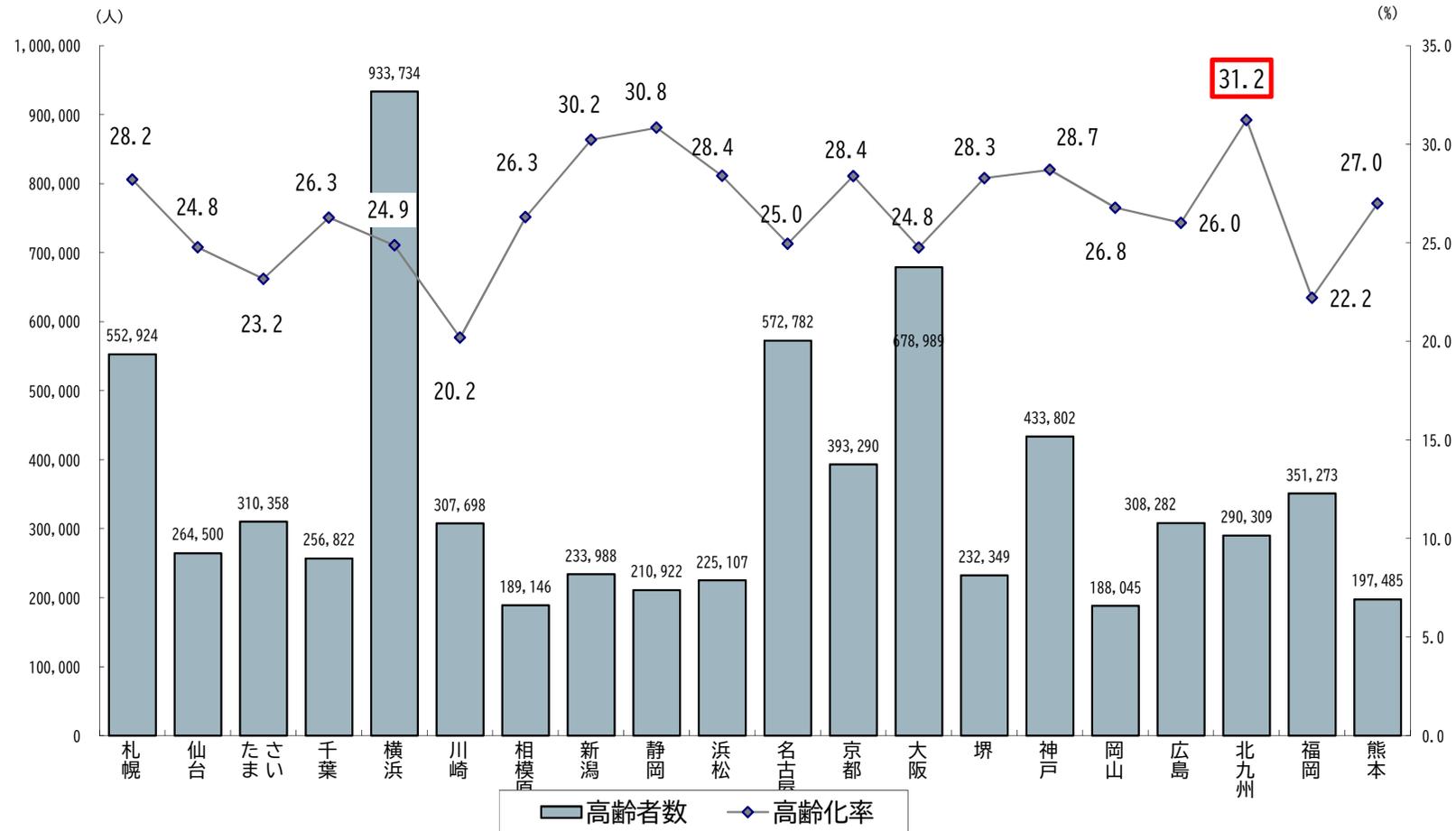
事務局から説明

# 北九州市における現状と課題

## 北九州市の高齢者を取り巻く現状

### 1 高齢者人口・高齢化率（政令市比較）

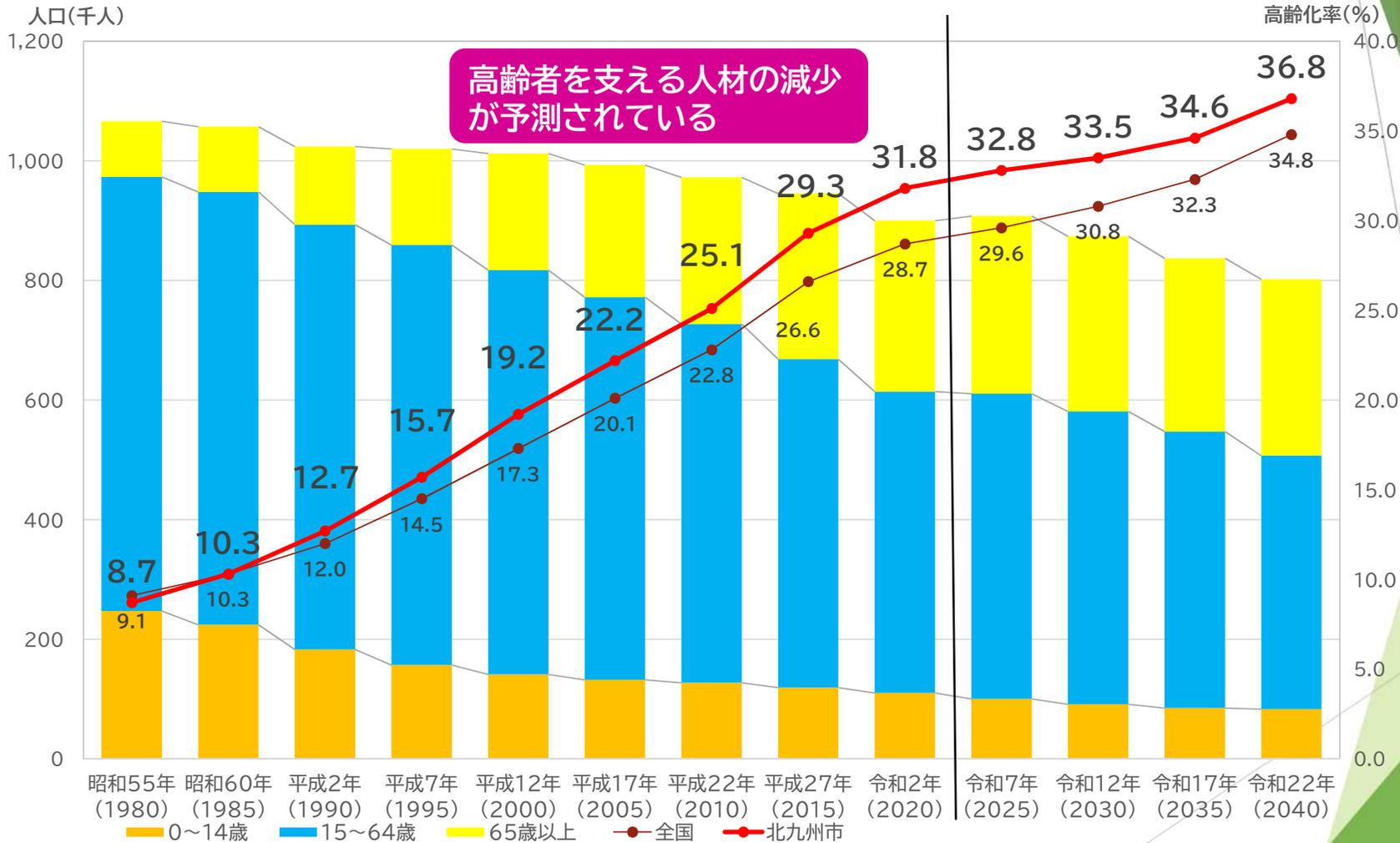
高齢化率 政令市1位  
人口の約3人に1人が高齢者



【出所】総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和5年1月1日現在)

# 北九州市の高齢者を取り巻く現状

## 2 本市の高齢化の推移



【出所】総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所  
 北九州市:「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」、全国:「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

# 北九州市の高齢者を取り巻く現状

## 3 高齢者数の推移予測

高齢者ピークは2025年だが、その後減少  
一方、85歳以上は2040年まで増加予測

北九州市の高齢者数の推移について

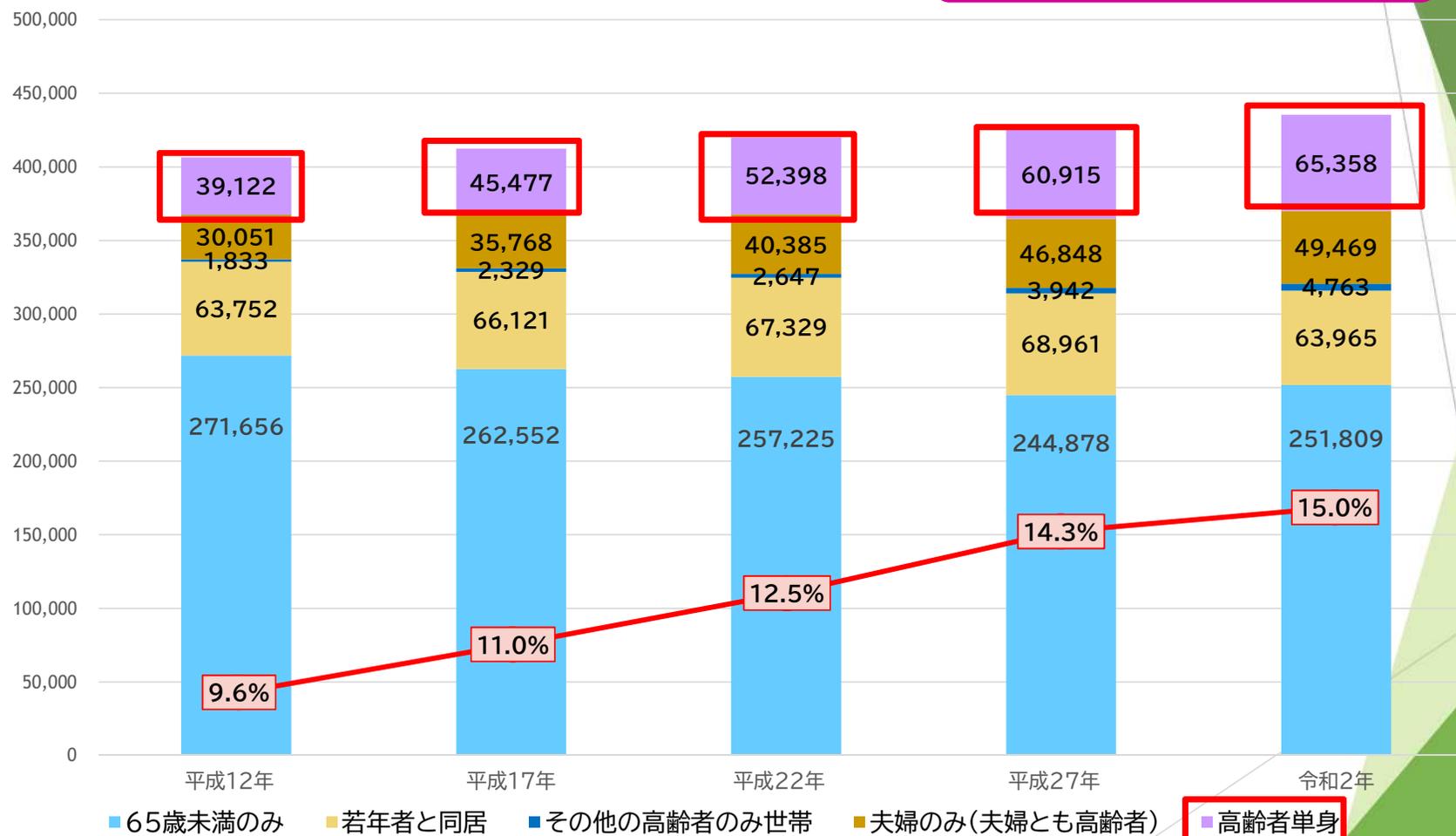


【出所】2020年までは総務省「国勢調査」、  
2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

# 北九州市の高齢者を取り巻く現状

## 4 高齢者単身世帯等の推移

高齢者単身世帯は増加傾向



※パーセントは、全世帯に占める「高齢者単身世帯」割合  
 ※年齢別世帯数は年齢「不詳」を除く、割合(%)は、年齢「不詳」を除いて算出

【出所】総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

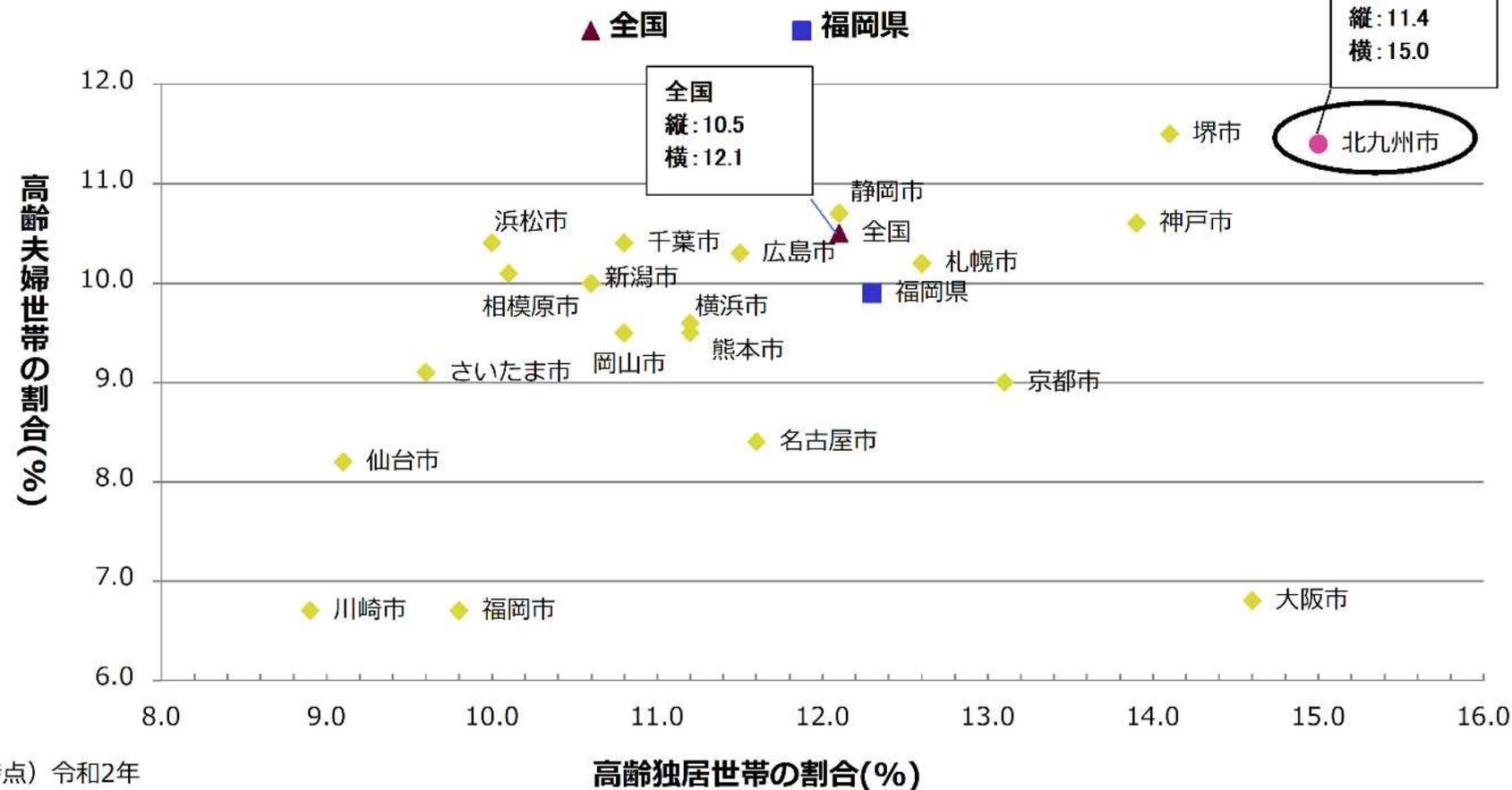
# 北九州市の高齢者を取り巻く現状

## 5 高齢世帯割合の政令市比較

単身世帯割合、夫婦世帯割合が共に、政令市の中でも非常に高い

○高齢者独居世帯の割合 R2:15.0% (政令市1位)

○高齢夫婦世帯の割合 R2:11.4% (政令市2位)



(時点) 令和2年

【出所】厚生労働省「地域包括ケア(見える化システム)」、総務省「国勢調査」

# 北九州市の高齢者を取り巻く現状

## 6 認知症高齢者数の推移

### ○ 要介護用支援認定者数における認知症高齢者数

R4: 41,846人(高齢者における比率14.4%)

**7人に1人が認知症**  
(全国の2025年予測では、65歳以上の5人に1人が認知症)

	R1	R2	R3	R4
(A) 認知症自立度Ⅱ以上の認定者数(人)	40,495	40,883	41,250	41,846
(B) 要介護要支援認定者数(人)	64,577	65,465	64,878	65,551
(A) / (B) (%)	62.7	62.5%	63.6%	63.8
(C) 65歳以上人口	290,750	292,210	291,740	290,546
(A) / (C) (%)	13.9	14.0	14.1	14.4

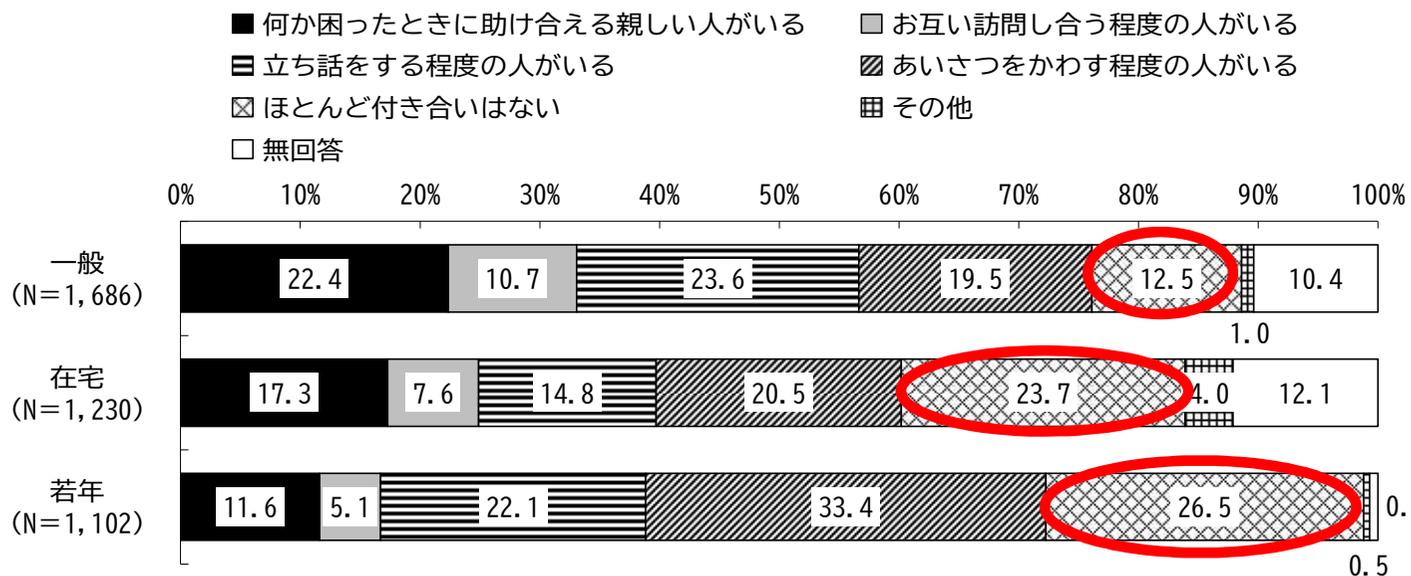
【出所】北九州市の少子高齢化の現状(北九州市)

# 北九州市の高齢者を取り巻く現状

## 7 R4北九州市高齢者等実態調査結果

### ○ 近所づきあい

「ほとんど付き合いがない」は、令和元年度と比較するといずれも増加



#### 【令和元年度】

「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」  
 一般：30.3% 在宅：25.1% 若年：13.8%

「お互い訪問し合う程度の人がある」  
 一般：10.3% 在宅：10.8% 若年：8.3%

「立ち話をする程度の人がある」  
 一般：30.1% 在宅：19.8% 若年：26.3%

「あいさつをかわす程度の人がある」  
 一般：18.0% 在宅：19.0% 若年：32.9%

「ほとんど付き合いはない」  
 一般：8.7% 在宅：16.1% 若年：17.5%

# 終活とは

## 1 定義

かつては・・・

人生の終わりに向けての事前準備



人生100年時代を迎えた今・・・

これからの人生を自分らしく生き、自分らしい最期を安心して迎えるための活動

## 2 課題

- ・単身高齢世帯や認知症高齢者の増加に伴い、終活を行う際、身近に頼る人がいなかったり、自分で判断することが困難になってきている
- ・死後のことや財産にかかることなど、多様なサービスを展開する事業者が増加

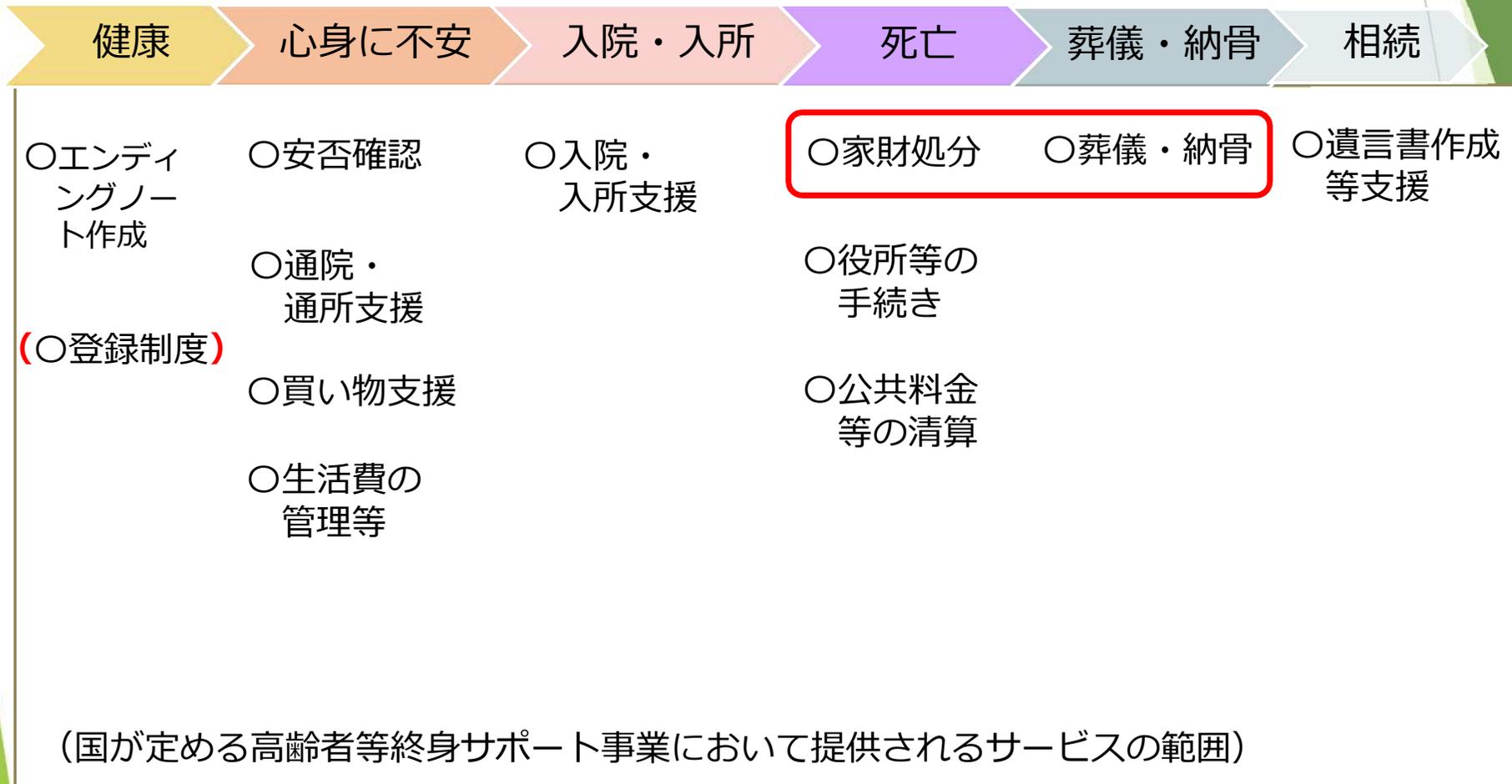


利用者が安心して適切なサービスを選ぶための仕組みづくりが必要

# 終活とは

## 3 検討する終活支援の範囲

( 死後事務支援 )



# 北九州市しあわせ長寿プラン



## ビジョン

高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して、人生100年時代を幸福に暮らすことができるまち

## 最終目標

幸福感の高い高齢者の割合：R8年度 55% R4年度52.9%

目標

### 1 目指そう 活力ある100年

～ 健康長寿 ～

- 人や社会とつながり続け、役割をもって活躍できる機会の創出
- 生涯を通じた健康づくり・介護予防

目標

### 2 人情息づく 支えあいのまち

～ 地域共生社会 ～

- 人のつながりが幸せや安心を生む支えあいの地域づくり
- 認知症にやさしいまちづくり
- 尊厳のある自分らしい暮らしを守る権利擁護の推進
- 介護者(ケアラー)のサポート

目標

### 3 選べる自由が感じられる多彩なケア

～ 安全・安心  
・自己決定 ～

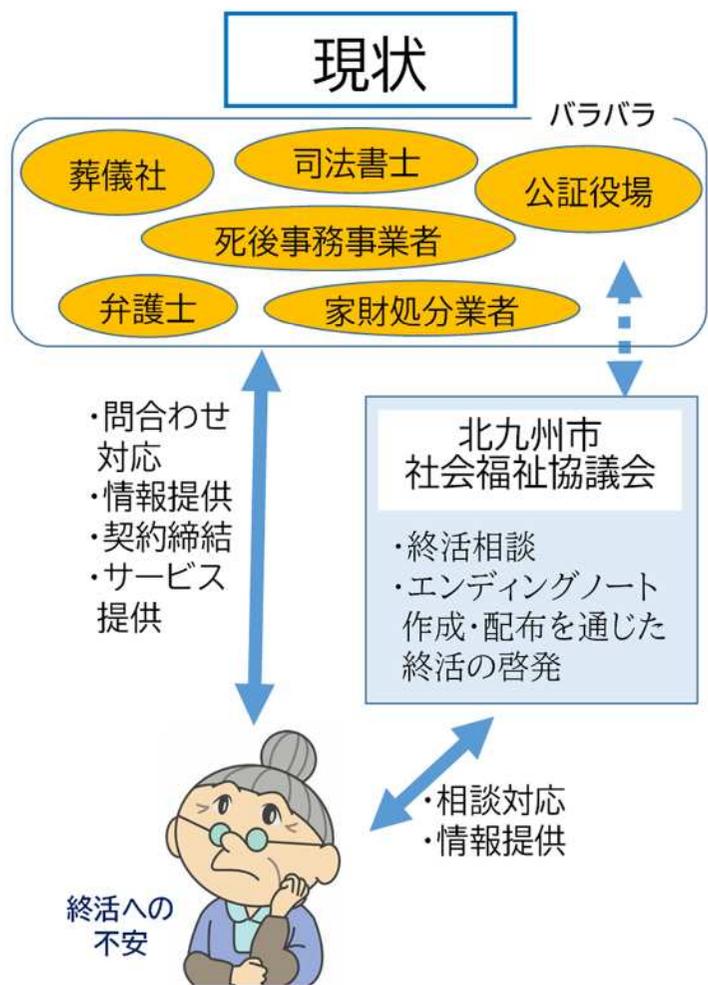
- 不安を安心へ
- 介護サービス等の提供体制の充実及び介護保険制度の安定運営
- 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり

終活の位置づけ

# 北九州市しあわせ長寿プラン

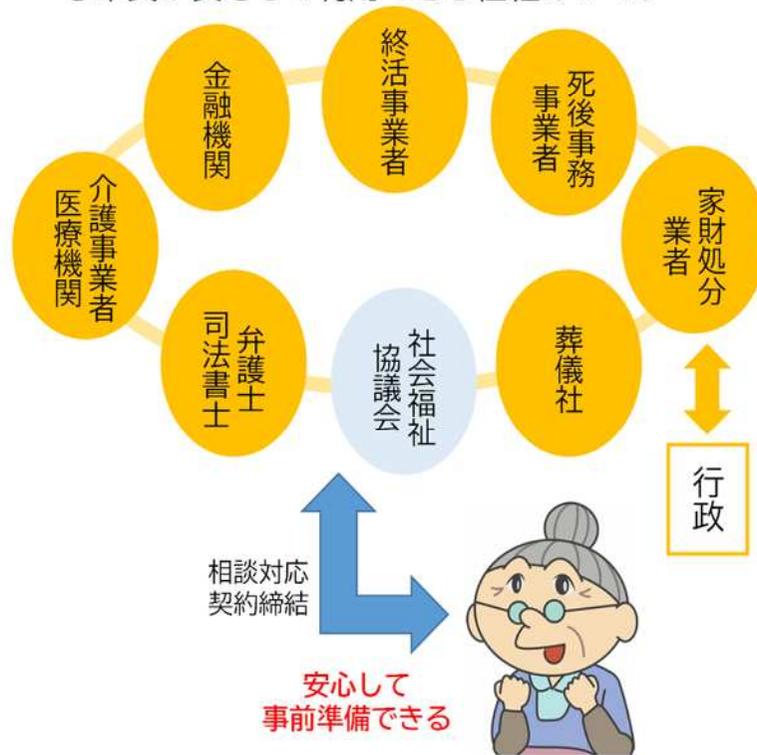


## 自己決定、選べる自由



## 検討後の目指すイメージ

- ◎検討に基づく各役割の明確化
- ◎各取組の推進と連携強化
- ◎市民が安心して利用できる仕組みづくり



# 権利擁護における北九州市の取組

## 1 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者等に、福祉サービスの利用援助や金銭管理などを行う

金銭管理・生活支援サービス：1回1,000円（月4回まで）

地域で自立し、安定した生活ができるよう、金銭に関わるものや福祉サービスの利用について支援を行う

財産保管サービス：年間3,000円

通帳・証書等を預かり、金融機関の貸金庫に安全に保管を行う

## 2 成年後見制度利用支援事業

審判請求費用及び後見人等報酬助成

資力の状況に応じて、申立てに係る費用や後見人等への報酬を助成し、成年後見制度の利用を支援

北九州市成年後見支援センターの運営

「北九州市成年後見支援センター」が、相談受付や普及・啓発活動を行い、成年後見制度の利用を促進

# 全国的な動きや国の動き

## 1 日本の世帯数の将来推計 国立社会保障・人口問題研究所（R6.4.12発表）

- 1 世帯総数は2030年をピークに減少、2050年の平均世帯人員は1.92人に
- 2 2050年には単独世帯が44.3%、2,330万世帯に
- 3 65歳以上の高齢世帯数のピークは2045年、75歳以上の世帯はいったん減少した後、再度増加する
- 4 2050年の男性高齢単独世帯の6割は未婚、近親者のいない高齢単独世帯が急増

## 2 経済財政運営と改革の基本方針2024（R6.6.21閣議決定）

### 【抜粋】

家族のつながりや地縁も希薄化する中、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越え、一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会を実現することが重要である。このため、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの普及を図るとともに、情報登録プラットフォームを始めとして必要な支援の在り方を検討するなど独居高齢者等に対する政府横断的な対応を引き続き推進する。

# 全国的な動きや国の動き

## 3 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン (R6年6月策定)

- 目的：事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資する
- 対象：本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者
- 考え方：サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要

# 1

## 北九州市における 現状と課題

各委員からご説明・  
ご意見を申し上げます

# 2

## 他都市の終活支援の事例

事務局から説明

政令市

他都市の事例

都市名	事業内容	利用料	実施方法	対象
川崎	<p>【未来あんしんサポート事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否確認（月に1回の電話、6か月に1回の訪問）</li> <li>○葬儀・埋葬</li> <li>○遺言作成及び執行</li> <li>○通院・通所、入退院、入退所支援、転居手続支援（別途有償サービス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入会金 20,000円</li> <li>○年会費 9,600円</li> <li>○預託金 600,000円以上（A:遺言執行報酬30万円、B:葬儀・埋葬30万円以上、C:家財処分等その他支払費用）</li> <li>○事務管理費 預託金（B+C）の10%</li> </ul>	市社協へ補助	<p>所得制限無</p> <p>※生保×</p>
名古屋	<p>【あんしんエンディングサポート事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否確認（月に1回の電話、6か月に1回の訪問）</li> <li>○葬儀・納骨</li> <li>○賃貸住宅の家財処分・譲渡に伴う諸手続き</li> <li>○死亡に伴う行政官庁への届出</li> <li>○公共料金の収受機関等への連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預託金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀、納骨：250,000円</li> <li>・家財処分：業者の見積額</li> </ul> </li> </ul>	市社協に委託	<p>所得制限有</p> <p>※生保×</p>
京都	<p>【単身高齢者万一あんしんサービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否確認（月に1回の訪問）</li> <li>○葬儀・納骨</li> <li>○家財処分（別途有償サービス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預託金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀、納骨：250,000円</li> <li>・家財処分：業者の見積額</li> </ul> </li> </ul>	市社協に委託	<p>所得制限有</p> <p>※生保×</p>
神戸市	<p>【エンディングプラン・サポート事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否確認（年に1回の電話又は訪問）</li> <li>○葬儀・納骨</li> </ul> <p>※市が葬祭業者のリストを提示し、利用者がその中から契約先を選択。利用者との契約時に市が立ち合い、契約書の内容を市も保管。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預託金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀：300,000円</li> <li>・納骨：50,000円</li> <li>・事務管理費：10,000円</li> </ul> </li> </ul>	市直営	<p>所得制限有</p> <p>※生保×</p>
福岡	<p>【ずーっとあんしん安らか事業】※事前に預託金を支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否確認（月に2回の電話、3か月に1回の訪問）</li> <li>○葬儀・納骨</li> <li>○家財処分</li> <li>○公共料金等の清算</li> </ul> <p>【やすらかパック事業】※毎月定額の利用料を支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安否確認（月に1回の訪問）</li> <li>○直葬・納骨</li> <li>○家財処分</li> <li>○役所の手続き等</li> </ul>	<p>【ずーっとあんしん安らか事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入会金 15,000円</li> <li>○年会費 10,000円</li> <li>○預託金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀・納骨、公共料金の清算等：500,000円以上</li> <li>・家財処分：業者の見積額</li> </ul> </li> </ul> <p>【やすらかパック事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用料 毎月3,000円～7,500円（申込時の年齢及び健康状態により金額が決定）</li> </ul>	市社協へ補助	<p>所得制限有</p> <p>※生保×</p>

# 他都市の事例

## 横須賀市

### 1 エンディングプラン・サポート事業（平成27年度開始）

#### （1）事業主旨

ひとり暮らしで身寄りがなく、生活にゆとりのない高齢者等の葬儀や納骨という心配事の早めの解決を支援するもの。

#### （2）対象者 ※原則、以下の全てに該当する高齢者等

- 月収が18万円以下で、預貯金等が250万円以下であること
- 有している不動産の固定資産評価額が500万円以下であること
- ひとり暮らしをしており、頼れる身寄りがいないこと

#### （3）支援内容

- ①終活課題についての相談  
葬儀や納骨の相談、協力葬儀社の情報提供
- ②支援プランの策定と保管  
支援プランの策定・保管、協力葬儀社との生前契約（葬儀費用26万円を葬儀社に預託）
- ③終活課題の解決に向けた連携・支援  
支援プランに基づく安否確認、本人の入院・死亡等の場合の関係機関への連絡

#### （4）利用料

26万円

# 他都市の事例

## 2 わたしの終活登録事業（平成30年度開始）

### （1）事業主旨

緊急連絡先等の終活関連情報を本人の希望に基づき市に登録し、本人が死亡等した場合に、本人が指定した者からの問い合わせに限定開示するもの。

### （2）登録者 原則、本人もしくは後見人

### （3）登録できる情報

(ア)本人の氏名・住所等、(イ)緊急連絡先、(ウ)支援事業所等、(エ)かかりつけ医、(オ)リビングウィル保管場所、(カ)エンディングノート保管場所、(キ)臓器提供意思 (ク)葬儀等の生前契約先、(ケ)遺言書の保管場所、(コ)墓の所在地

### （4）登録方法 電話、来庁、郵送、電子申請

### （5）情報の開示先・内容

#### ①生前開示（以下の②を除く）

本人が意識障害や認知症等のために登録内容を伝えられなくなり、かつ、本人の身体・生命・財産を保護する必要があると認められた場合、医療機関、消防署、警察署、福祉事務所、本人が指定した者に登録情報を開示。

#### ②死後開示

○遺言書の保管先：本人の指定した者 ○墓の所在地：本人の死後、納骨または墓参の希望者

### （6）利用料 無料



多くの貴重なご意見  
ありがとうございました。

次回・第2回の検討会は8月29日（木）  
に開催します。

【次回の議事】

- アンケート調査結果に基づく今後の方向性
- 望まれる終活支援の内容 等